

**安芸太田町地域防災計画別冊**

**安芸太田町水防計画書**



**令和7年5月修正  
(平成17年6月策定)**

**安芸太田町防災会議**

# 水防計画目次

章	頁
第1章 総 則	1
第2章 水防組織と機構	2
第3章 気象予報及び気象警報の連絡	6
第4章 水位・雨量の通報	7
第5章 洪水予報の連絡	8
第6章 水防活動	10
第7章 消防団の水防活動	15
第8章 公用負担	18
第9章 水防訓練	19

## 第 1 章 総 則

### 1 趣 旨

この水防計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、広島県知事から指定された指定水防管理団体である安芸太田町が、法第 33 条の規定に基づいて定めた水防計画である。

### 2 水防事務

安芸太田町の区域に係る河川等による水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、法第 10 条に規定する洪水予報及び法第 16 条に規定する水防警報の通知を受けたとき、又は洪水の危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間は、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。ただし、安芸太田町災害対策本部条例（平成 16 年安芸太田町条例第 16 号。以下「条例」という。）に定める災害対策本部が設置された場合は、水防本部はその組織に編入されるものとする。

### 3 水防管理団体の責任

町は、法第 3 条の規定に基づき、町の区域における水防管理団体として、その区域における水防を十分に果たす責任を有するものとする。

### 4 安芸太田町消防団

安芸太田町消防団は、町と密接な連絡をとり、その区域における水防を十分に果たす責任を有するものとする。

### 5 居住者等の義務

本町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、法第 24 条の規定に基づき水防のためやむを得ない必要がある場合において、水防管理者又は消防団の長からその水防に従事することを求められたときは、進んでこれに協力しなければならない。

## 第2章 水防組織と機構

### 1 組織

(1) 町は、条例の定めるところに準じて水防に関する事務を処理するものとし、水防事務の総括は総務課で行うものとする。

なお、町に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部で行うものとする。

(2) 水防本部の組織は、別表第1「安芸太田町水防本部組織図」のとおりとし、その事務分掌は別表第2「安芸太田町水防本部事務分掌」のとおりとする。

### 2 水防本部員会議

(1) 水防本部が迅速かつ的確な応急対策等の水防活動を実施するにあたっての基本方針を協議し、早急に実施すべき事項を決定する水防本部員会議（以下「本部員会議」という。）を設置する。

(2) 本部員会議は、水防本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めた場合に招集し、本部長が議長となる。

(3) 本部員会議は、本部長、副本部長、支部長、本庁部長、事務局長、事務長及び教育次長、教育課長、危機管理室長をもって組織する。

(4) 本部員会議は、本部長が水害の規模及び態様によって、職務遂行上特に必要と認められた本部員により会議を開催することができる。

### 3 水防本部設置前の初動体制

#### (1) 初動体制の基準

広島地方気象台（以下「気象台」という。）から大雨注意報、洪水注意報が発せられた場合、国土交通省と気象台から共同で氾濫注意情報（洪水注意報）が発せられた場合及び広島県と気象台から共同で洪水予報が発せられた場合又は国土交通省等から水防に関する情報があり、水防本部の設置には至らないが非常事態に備えて事前の体制を確立する必要があると危機管理室長が認めたときは、総務課長が初動体制として水防準備班を配備する。

総務課長は、水防準備班の配備を職員に指示した場合は、その旨を町長に報告するものとする。

(2) 水防準備班の配備

町は、次の体制により、水防業務を処理するものとする。

◎水防準備班の設置基準と体制

種 別	水防準備班の配備時期	体 制	分 掌 事 務
初動体制	1 気象台から大雨注意報、洪水注意報が発せられた場合 2 国土交通省と気象台から共同で氾濫注意情報（洪水注意報）が発せられた場合 3 広島県と気象台から共同で洪水予報が発せられた場合 4 国土交通省等から洪水に関する情報があり、その必要を総務課長が認めたとき	【役場本庁】 総務課 自宅待機 建設課 自宅待機 危機管理室 2人 ※ただし、降水量等の予測により、悪化が想定されない場合は、1人または自宅待機とする。	1 気象、水位、雨量及びダム放流その他水防に関する情報の収集及び連絡 2 被害情報の収集及び防災関係機関との連絡調整 3 必要により各課（局）、支所、施設及び教育委員会との連絡 4 状況により警戒体制を整える準備 5 その他必要な本部事務
		【役場支所】 自宅待機	1 気象、水位、雨量及びダム放流その他水防に関する情報の収集及び連絡 2 被害情報の収集及び本庁への伝達 3 必要により支所及び本庁との連絡 4 状況により警戒体制を整える準備 5 その他必要な支部事務

4 水防本部等の設置

(1) 水防警戒本部（警戒体制）及び水防本部の設置基準

気象台から大雨警報、洪水警報が発せられた場合、国土交通省と気象台から共同で氾濫警戒情報（洪水警報）が発せられた場合及び広島県と気象台から共同で氾濫警戒情報（洪水警報）が発せられた場合、又は町内の全域あるいは一部の地域に水害が発生し又は水害が発生するおそれがある場合において、水防のため緊急対策を必要とすると町長が認めた場合は、水防警戒本部（警戒体制）又は水防本部を設置する。

なお、災害対策本部が設置されたときは、安芸太田町地域防災計画の定めにより災害対策本部の所轄に属し水防の有機的一体性の確保に努めるものとする。

町は、次の水防警戒本部（警戒体制）又は水防本部の設置により水防業務を処理するものとする。

◎水防警戒本部（警戒体制）及び水防本部設置の基準

種 別	水防班の配備時期	体 制	分 掌 事 務
警戒体制  (水防警戒本部設置)	1 気象台から大雨警報、洪水警報が発せられた場合 2 国土交通省と気象台から共同で、氾濫警戒情報（洪水警報）が発せられた場合 3 広島県と気象台から共同で、氾濫警戒情報（洪水警報）が発せられた場合 4 その他町長が認めた場合	【役場本庁】 総務課 2人 危機管理室 全員 建設課 4人 各課 2人 【消防団】 消防団幹部	1 気象、水位、雨量及びダム放流その他水防に関する情報の収集及び連絡 2 被災地又は被災予想地区への警戒巡視 3 初期の災害対策活動 4 被害情報の収集及び防災関係機関との連絡調整 5 各課（局）、支所、施設及び教育委員会との連絡 6 水防本部設置体制に移行できる準備 7 その他必要な本部事務
		【役場支所】 2人 【その他施設・病院・教育委員会】 各2人	1 気象、水位、雨量及びダム放流その他水防に関する情報の収集及び連絡 2 被災地又は被災予想地区への警戒巡視 3 初期の災害対策活動 4 被害情報の収集及び本庁への伝達 5 支所、施設及び本庁との連絡 6 水防支部設置体制に移行できる準備 7 その他必要な支部事務
非常体制  (水防本部設置)	1 広域にわたる災害又は局地的な災害の発生が予想される場合並びに被害が甚大であると予想される場合において、本部長が非常配備を決定したとき 2 浸水等により避難指示、緊急安全確保を発令したとき 3 その他町長が、必要と認め、当該配備を指示したとき	【役場本庁】 全職員 【消防団】 全消防団員	水防本部の設置 全職員・団員をもってあたるもので、総力を挙げて応急活動に対処する体制
		【役場支所】 全職員 【その他施設・病院・教育委員会】 全職員	水防支部の設置 全職員をもってあたるもので、総力を挙げて応急活動に対処する体制

※ 災害の規模及び特性に応じた上記基準により難いと認められる場合、または警戒が長期にわたることが見込まれる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

5 水防本部員の活動

(1) 動員の要領

- ア 町長が、水防警戒本部（警戒体制）又は水防本部の設置を指示したときは、総務部長（総務課長）は各部の部長に必要な動員の配備を指示するものとする。
- イ 各部の部長は、総務部長の指示を受けたときは動員が円滑に行われるように各班長に連絡又は指示して動員し部の活動を実施する。
- ウ 配備部員は、水害の発生が予想される事態又は水害が発生したときは常に所在を明らかにし班長との連絡保持に努め、動員に応ずる体制を整えるものとする。
- エ 各部員は、水防本部の業務開始の指示を受けたときは、直ちに登庁し部長又は班長の指示を受けるものとする。

- オ 動員命令の伝達は、庁内放送、防災行政無線、庁内電子メール、参集システムメール、電話、口頭又は伝令とする。
- カ 勤務時間外その他勤務を要しない日時において、連絡不能の状況にある場合の各部の部長並びに班長は自らの判断により水防本部が設置される事態が推定されるときは指示を待たずに登庁し、水害応急対策活動に支障がないよう努めなければならない。
- キ 各部長は、部員の動員を確認するため次の事項を記録した名簿を備え常に整理しておかなければならない。
  - (ア) 職名、氏名及び勤務場所
  - (イ) 連絡場所及び電話番号
  - (ウ) その他必要と認める事項
- ク 各部長は、部員の動員が完了したときは、その状況を速やかに「体制の動員、部員配備完了報告書」(様式第1号)により総務部長に報告するものとする(この場合において、本庁の部長にあつては総務課長に、支所の部長にあつては支所長に報告するものとする。)

## (2) 勤務時間外又は休日の場合の登庁の特例

職員は、警戒体制及び災害対策本部の設置のため動員命令が出た場合、又は自らの判断で配備に就く場合において、本来登庁すべき勤務場所への登庁が大雨による土砂災害又は洪水、夜間等で安全確認が十分取れないこと等により著しく危険を伴う場合は、居住地から最も近い本庁又は支所若しくは出先機関等に一旦登庁し、上司にその旨を連絡するとともに当該登庁場所の指示権者の指示に従うものとし、安全が確認された後本来の勤務場所に登庁するものとする。

## 6 水防協力団体

### (1) 指定

水防管理者は、次項に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体をその申請により水防協力団体として指定できる。

### (2) 業務

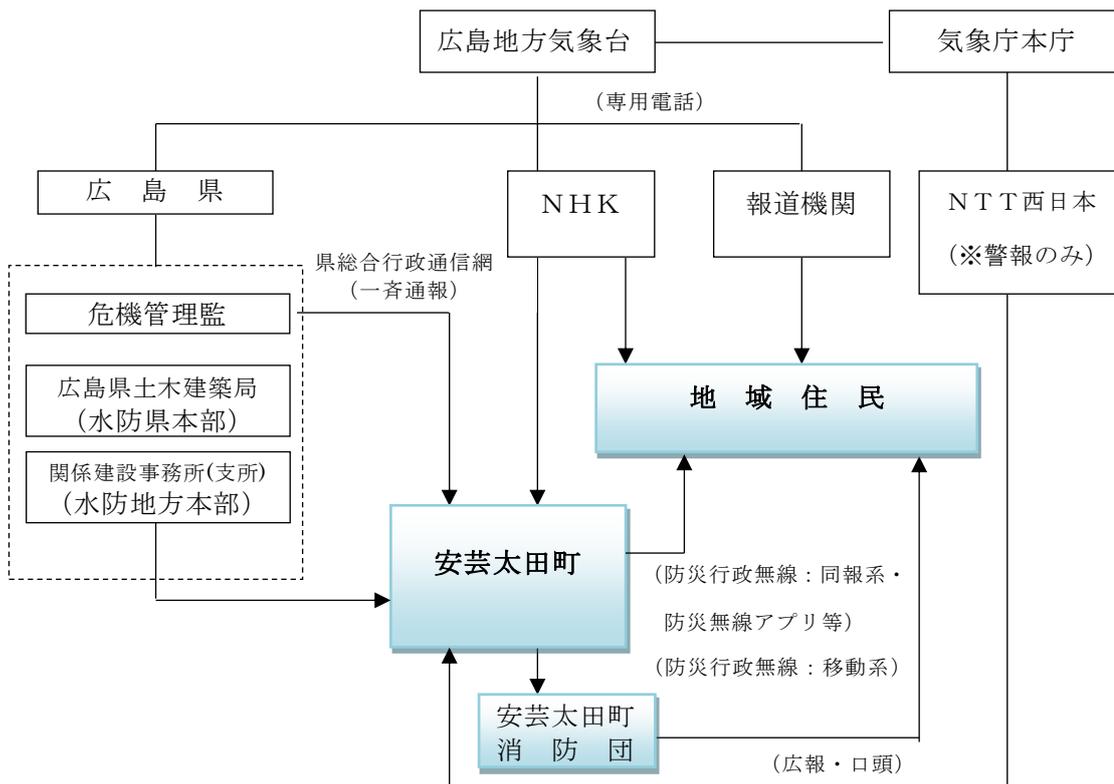
水防協力団体は、消防機関等との密接な連携の下、次に掲げる業務を行うものとする。

- ア 消防機関等が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力
- イ 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- ウ 水防に関する情報又は資料の収集及び提供
- エ 水防に関する調査研究
- オ 水防に関する知識の普及及び啓発
- カ その他上記業務に附帯する業務

### 第3章 気象予報及び気象警報の連絡

気象台が行う気象、大雨、洪水に係る注意報、警報の連絡は次により行う。

気象状況連絡系統図

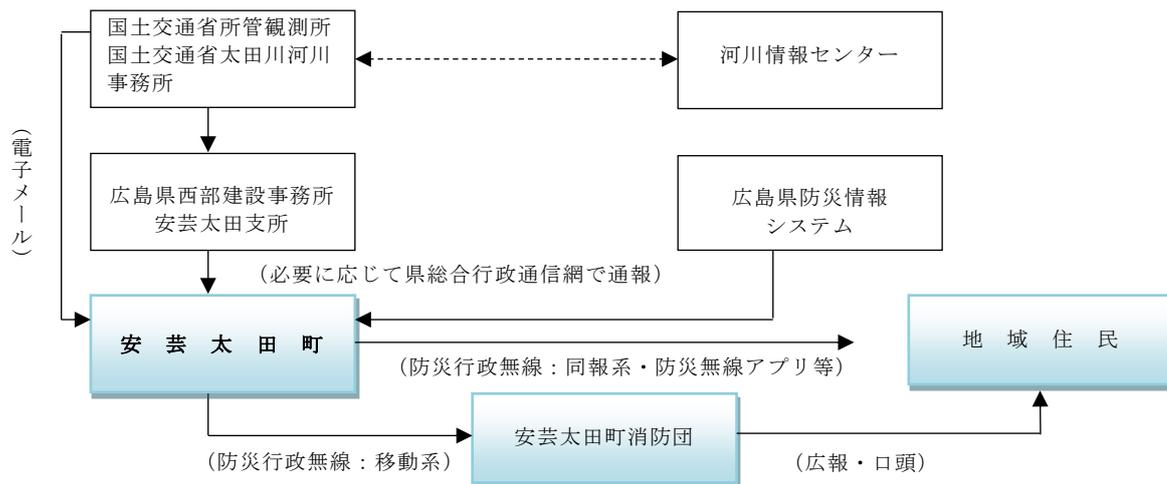


## 第4章 水位・雨量の通報

### 1 水位の通報

水位の通報系統は次のとおりである。

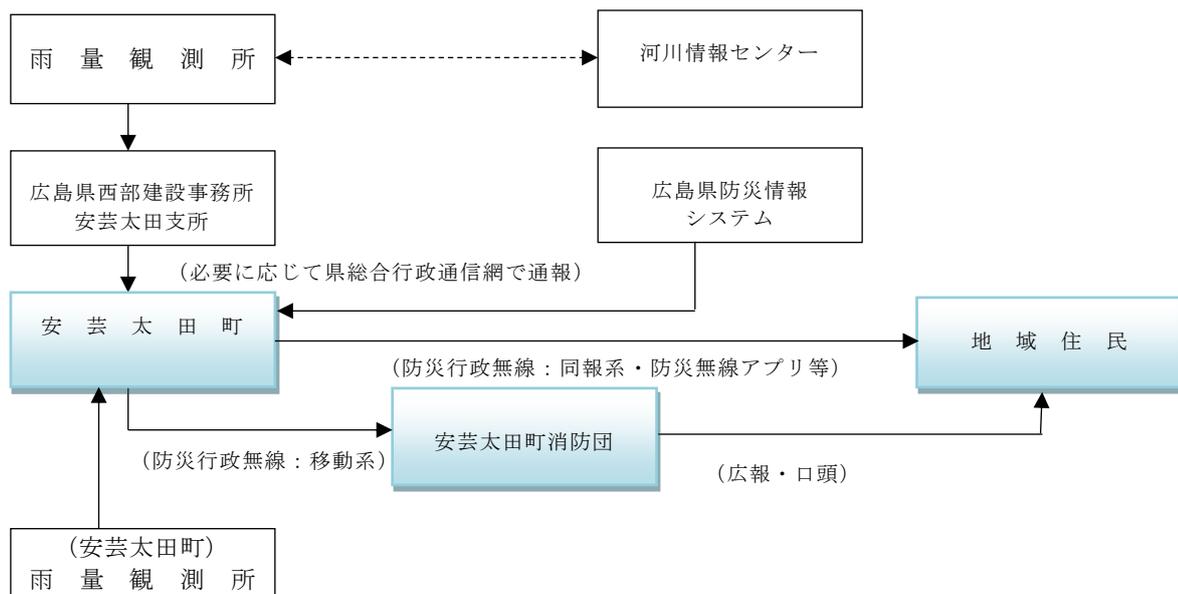
水位通報系統図



### 2 雨量の通報

雨量の通報系統は次のとおりである。

雨量通報系統図

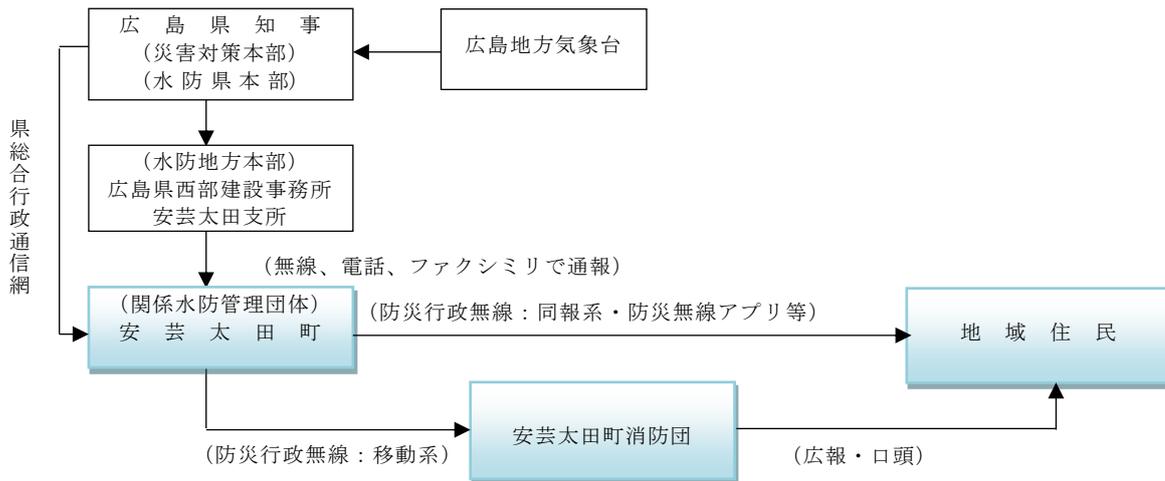


## 第5章 洪水予報の連絡

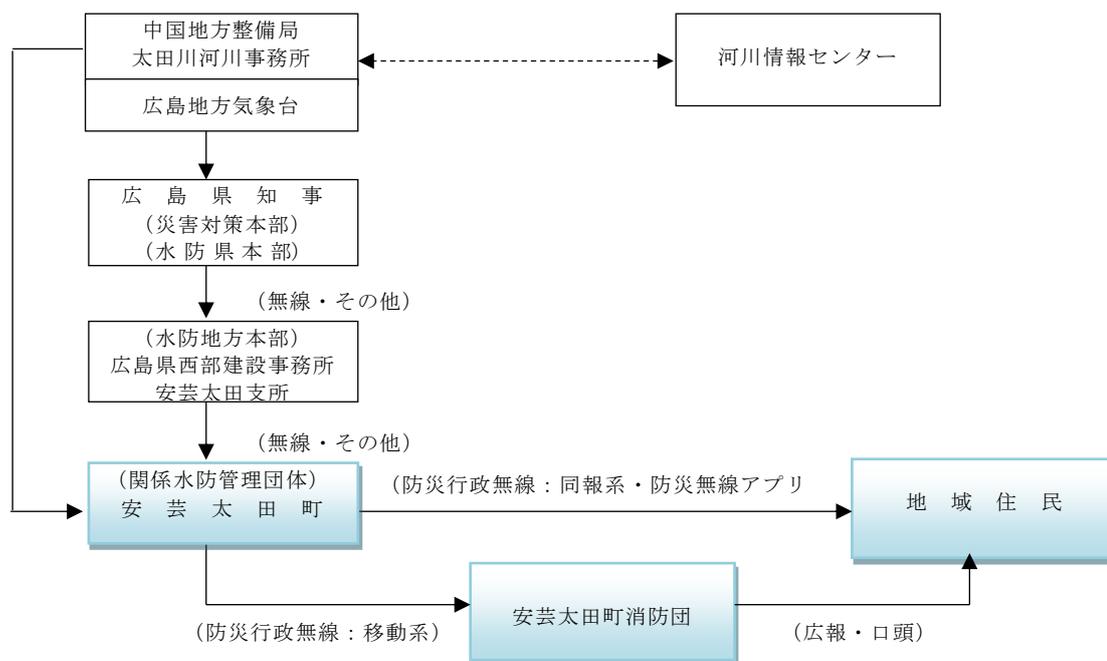
洪水予報の連絡系統は次のとおりである。

洪水予報連絡系統図

### 1 気象台が行う洪水予報の連絡及び通知



### 2 国土交通大臣と気象台が共同で行う洪水予報の通知（太田川洪水予報連絡系統図）



### 3 洪水浸水想定区域の指定公表等

洪水予報を行う太田川及び滝山川の洪水浸水想定区域の指定公表状況及び関係市町については別表第3「洪水浸水想定区域」のとおりである。

安芸太田町は、上記指定町であるため、安芸太田町防災会議は安芸太田町地域防災計画において洪水予報の伝達方法・避難場所等、円滑かつ迅速な避難の確保のため必要な事項について定めるものとする。

### 4 水防警報を行う河川及び発表担当者

国土交通大臣及び知事が水防警報を行う河川及び警報発表担当者は、別表第4「水防警報を行う河川及び発表担当者（安芸太田町関係分）」のとおりである。

### 5 水防警報の種類、内容及び発表形式

水防警報の種類・内容及びその発表形式は、別表第5「水防警報の種類、内容及び発表形式」のとおりである。

## 第6章 水防活動

### 1 重要水防箇所及びその対策

町の重要水防箇所及びこれの対策については、別表第6「重要水防箇所及びその対策表」のとおりである。

### 2 水防資機材及び器具

(1) 備蓄資機材及び器具は、別途定めるものとする。

(2) 水防活動において、状況の急変等により水防本部に要請するいとまがないときは、各水防活動従事者は直接業者等から調達するものとする。その場合、その旨を本部長に報告するものとする。

### 3 水防警戒、巡視の指令及び配備

本部長は、水防上必要があると認めるときは、直ちに消防団長及び関係各部長と協議し、区域内の河川等に職員又は消防団員の巡視及び配備を行うよう指示するものとする。

### 4 消防団員の配備基準

(1) 降雨による被害発生のおそれがある場合は、河川等の危険箇所に重点配備する。

(2) 消防団員は、危険箇所を中心として巡回し、次の事項を発見したときは直ちに所属の責任者を通じて消防団長に報告するものとする。

ア 堤防の越水、亀裂、崩壊等

イ その他水防上危険と認められる場合

### 5 消防団員の出動

本部長は、広島県水防地方本部から水防警報が発令又は通報されたとき、水位が氾濫注意水位に達した旨の通報があったとき及びその他水防上必要があると認められるときは、直ちに消防団長に通知するとともに「水防信号」または防災行政無線（移動系）等により周知し、管轄区域の消防団員を出動させ必要な団員を招集し、警戒、水防活動等にあたらせ又は出動準備の体制をとらせるものとする。

### 6 消防団員の安全配慮

(1) 水防活動現場（警戒巡視箇所等を含む。）への出動等に当たっては、危険箇所（洪水等の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等）や気象情報、水防警報等の情報収集に努め、常に二次被害の発生を想定して経路や活動場所の選定等を行う。

(2) 水防活動時には、救命胴衣等の身の安全を確保する装備を着用する。

(3) 土石流による土砂等の堆積状況等、災害の状況や地理条件を考慮して消防団員の退避場所の選定を最優先に行い、これを全ての消防団員に周知する。

(4) 水防活動や避難場所の誘導等に当たっては、消防団員の危険を回避するため、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間を考慮するとともに、消防団員が自身の危険性が高いと判断したときは自身の避難を優先する。

(5) 緊急退避の警笛又はサイレンが発せられた場合や、山鳴り、地響き、異様な臭い等の異常な現象を感じた場合には、消防団員は自らも警笛等で周囲に緊急退避を伝達しながらあらかじめ選定された場所へ退避する。

## 7 水防作業

消防団長は、水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状況を考慮して、最も適切な工法を選択し、所要の消防団員をもって迅速・的確に作業を実施するとともに直ちにその旨を本部長に通報するものとする。

本部長は、上記の報告を受けたときは直ちに広島県西部建設事務所安芸太田支所、山県警察署に通報するものとする。

## 8 決壊等の通報

本部長は、堤防その他水防施設が決壊した場合は、別表第7「決壊等の通報」により直ちにその旨を広島県西部建設事務所安芸太田支所、山県警察署及び氾濫するおそれのある地域の隣接水防管理団体（広島市）に急報するとともに氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

## 9 避難のための立退き

### (1) 避難指示又は緊急安全確保

本部長は、洪水が発生し又は発生するおそれがある場合、または著しく危険が切迫していると認められる場合は、必要と認める区域の必要と認める居住者等に対し、避難指示、緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）を発令する。

ア 避難指示等の発令基準においては安芸太田町地域防災計画（基本編）において記載する。

イ 本部長は、水防上緊急の必要がある場所においては警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立ち入りを禁止し若しくは制限し、又はその区域からの退去を命じるものとする。この場合の標識は、昼間はロープ、夜間は灯火を用いて警戒にあたるものとする。

ウ 太田川沿岸への避難情報等の伝達手段として「温井ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定（平成18年3月1日締結）」に基づき、温井ダム放流警報設備も活用するものとする。

### (2) 警察署長への通報

本部長は、避難のための立退きを指示する場合は山県警察署長にその旨を通報するものとする。

### (3) 避難の指示伝達

ア 本部長が避難のため立退きを指示した場合は、直ちに立退かなければならない区域の者は消防団員の伝達に従い立退かなければならない。

イ 避難のための立退きの指示伝達は、サイレンの吹鳴、防災行政無線、携帯電話（登録制メール、エリアメール等を含む。）、消防団員の広報・口頭伝達をもって行うものとする。

(4) 避難場所の指定

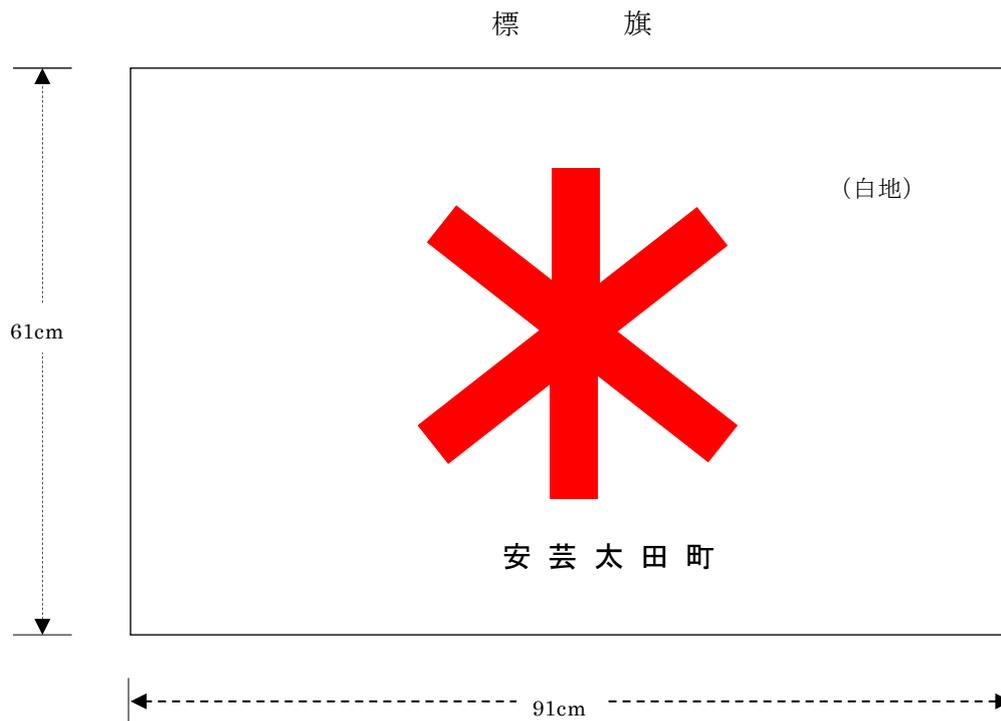
避難のための立退き先は別途定める。

ただし、災害の状況によっては適宜その他の施設又は建物を指定することができる。

10 優先通行標識及び身分証明書

(1) 優先通行標識

法第 18 条の規定による、水防のため優先通行のできる自動車等の優先通行標識は、次のとおりとする。



(注) 水防の「水」の文字は、赤色とし、文字の大きさは縦横ともに 30 cm 幅とする。

## (2) 身分証明書

法第49条第2項の規定による土地立ち入りのための水防職員の身分証明書は、次のとおりとする。

## 身分証明書

<p>水防職員証</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">・ ・ 交付</p> <p style="text-align: center;">安芸太田町第 号</p> </div> <p>所属名 職名 氏名 生年月日</p> <p>所属長 安芸太田町長 ⑩</p>	<p>1 水防法第49条第2項の規定により必要な土地に立ち入るときは必ず本証を携帯し関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。</p> <p>2 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>3 本証の記載事項に変動があったときは直ちに返還しなければならない。</p>
(表)	(裏)

## 1.1 応援要請等

## (1) 隣接市町等への応援要請

本部長は、水防のため必要があると認めるときは広島県広域消防相互応援協定及び災害時の相互応援に関する協定の定めるところにより、広島県及び隣接市町等に応援を要請するものとする。

## (2) 警察への応援要請

本部長は、水防のため必要があると認めるときは、山県警察署長に対し警察官の応援を要請するものとする。

## (3) 自衛隊の派遣要請

本部長は、水防のため必要と認めるときは、基本編第3章第6節「自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより広島県知事に対し自衛隊の派遣を要請するものとする。

## (4) 水防管理団体の応援

水防管理者が他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域内の水防に支障のない範囲内で作業員並びに必要な資材及び器具を応援しなければならない。このため、隣接水防管理者は、あらかじめ協議して応援の要領を定め、非常の際水防活動が円滑かつ迅速に行われるように努めなければならない。

## (5) 河川管理者の協力

河川管理者 国土交通省中国地方整備局長及び広島県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

ア 水防管理団体に対する、河川に関する情報の提供

イ 重要水防箇所の手点検の実施

ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して

の河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

オ 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際しての水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員派遣

(6) 下水道管理者の協力

下水道管理者 広島県知事、広島市長、呉市長、竹原市長、三原市長、尾道市長、福山市長、府中市長、三次市長、庄原市長、大竹市長、東広島市長、廿日市市長、安芸高田市長、江田島市長、府中町長、海田町長、坂町長、安芸太田町長、北広島町長、大崎上島町長、世羅町長、神石高原町長、熊野町長は自らの業務に照らし可能な範囲で水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

ア 水防管理団体に対する、下水道に関する情報の提供

イ 水防管理団体に対する、氾濫が想定される地点の事前提示

ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際しての下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

オ 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際しての水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員派遣

1.2 水防信号

法第 20 条の規定による水防信号は、別表第 9 「水防信号等」のとおりである。

1.3 水防状況の通報、報告及び記録

(1) 本部長は、次に該当するときは広島県西部建設事務所安芸太田支所（広島県水防地方本部）にその概要を通報するものとする。

ア 出動し、水防作業を開始したとき。

イ 法第 21 条第 1 項の権限を行使したとき。

ウ 応援を必要とするとき。

エ 死傷者のあったとき。

オ その他通報の必要があるとき。

(2) 本部長は、水防が終結したときは速やかに水防活動実績報告書（様式第 2 号）を作成し、広島県西部建設事務所安芸太田支所（広島県水防地方本部）に提出するものとする。

(3) 国土交通省中国地方整備局の現地情報連絡員

「災害時における情報交換に関する協定（平成 23 年 7 月 5 日締結）」に基づき、現地情報連絡員を通じて情報連携を図るものとする。

## 第7章 消防団の水防活動

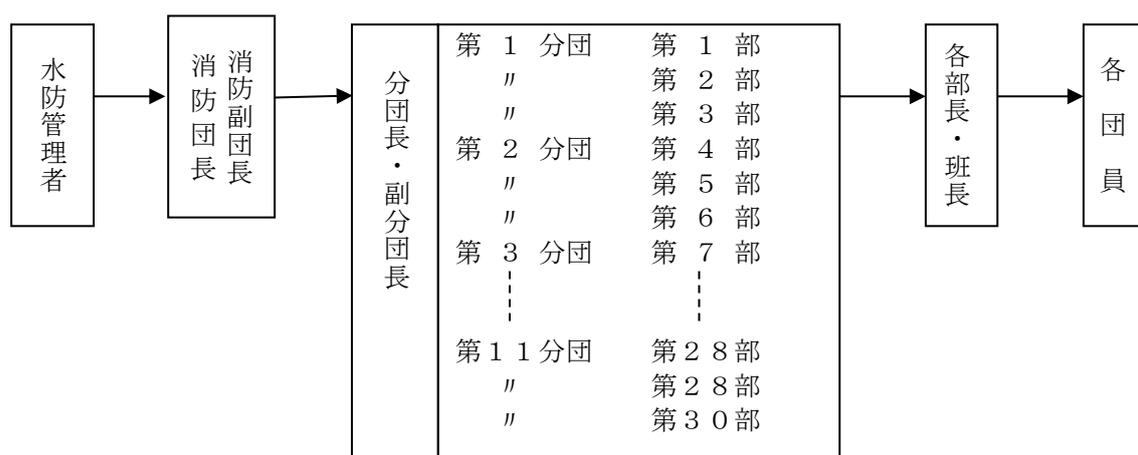
### 1 消防団の責務

洪水等に際し水害を警戒し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため法第17条の規定による水防警報等を受けたときから洪水等による危険が除去するまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

各分団の水防活動の管轄区域は下表のとおりとし、消防団長は必要に応じて分団の水防管轄区域を変更し他の分団に水防活動の応援を命ずることができる。

名 称	管 轄 区 域
第1分団	修道・安野・坪野
第2分団	東区・津浪・至誠・尚志・香南
第3分団	三郷・中央・川西
第4分団	川北・浄善・殿賀
第5分団	上殿
第6分団	山崎・山ノ廻・松原・正地・井仁・三郷
第7分団	市・三谷・本郷・坂原・布原・大井
第8分団	土居・戸河内（下本郷）・田吹・遊谷
第9分団	戸河内（上本郷）・横川・吉和郷・打梨・那須
第10分団	柴木・川手・梶ノ木・板ヶ谷・松原・小板
第11分団	北部・温井・寺領・長原・与一野・才中得・猪山・平見谷

### 2 消防団への通報



### 3 消防団の配備体制

種 別	配 備 時 期	配 備 内 容
待機体制	1 次の警報等が発表されたとき。 (1)水防警報 (待機) (2)大雨警報 (3)洪水警報 (4)県から洪水警報に関する情報が発せられた場合 2 河川等の状況により待機を必要と認められるとき。 3 その他町長が、必要と認め、当該配備を消防団長に指示したとき。	1 団員のうち団長、副団長、分団長及び本部団員の招集を行うとともに、状況に応じて直ちに出勤命令が出せるように体制の準備を行う。 2 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所を巡視を行う。
準備体制	1 次の警報等が発表されたとき。 (1)水防警報 (準備) (2)大雨警報 (3)洪水警報 (4)県から洪水警報に関する情報が発せられた場合 2 河川等の状況により水防活動の準備を必要と認めたとき。 3 その他町長が、必要と認め、当該配備を消防団長に指示したとき。	1 全分団又は一部の分団を招集し、出勤車両の点検、水防資器材及び装備器材の整備、準備を実施させる。 2 分団長は、管轄する重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所を巡視の強化を行う。 3 分団長は、管轄する区域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある箇所の情報を収集し、本部に連絡する。
出勤体制	1 次の警報等が発表されたとき。 (1)水防警報 (出勤) (2)大雨警報 (3)洪水警報 (4)県から洪水警報に関する情報が発せられた場合 2 雨量、水位、流量その他の状況により堤防の溢水、決壊のおそれがあるとき。 3 浸水等により避難指示、緊急安全確保を発令したとき。 4 その他町長が、必要と認め、当該配備を消防団長に指示したとき。	1 団員の全部を招集し、分団による編成又は、隊の編成を行い河川等の危険箇所に出動させる。 2 分団長は、危険箇所を中心として巡視し、堤防の溢水、亀裂、崩壊、その他水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、消防団長に報告する。 3 分団長は、堤防、その他の施設が決壊した場合は、直ちに消防団長に報告し、所要の団員をもって、氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。 4 その他水防活動及び避難救助活動を行う。

### 4 河川・堤防の巡視等

(1) 各分団長は、水防警報 (待機) の通知を受けたときは、随時、河川・堤防を巡視し、量水票等により水位の変化・水門の状況等を水防本部及び管轄の部長に携帯電話等により報告するものとする。

なお、水位が氾濫注意水位に達したときは第1水防信号又は消防車両の放送設備により地域住民に周知するものとする。

(2) 各分団長は、氾濫注意水位に達し、引き続き水位の上昇が見込まれるときは、随時河川・堤防を巡視し、洪水のおそれを察したときは、直ちにその状況を防災行政無線 (移動系) により水防本部に報告するとともに、第2水防信号を打続し、若しくは携帯電話等により団員を召集し水防作業にあたらせ、その旨を水防管理者に報告するものとする。

(3) 各分団長は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事項が発生し、水防のための地域内住民の出勤を求める必要があるときは直ちに第3水防信号を打続し、又は消防車両の放送設備により出勤を要請しその旨を水防本部に報告するものとする。

(4) 各分団長は、避難判断水位に達し又は氾濫注意水位に達するおそれがあり、直ちに地域住民の避難立退きが必要であると認めるときは、第4水防信号を打続又は消防車両の放送設備により直ちに地域住民に周知し、安全な場所に避難誘導を開始するとともにその旨を

水防本部に報告するものとする。

- (5) 各分団長は、第1号から前号までの周知・招集又は要請のため水防管理者に対し防災行政無線（同報系）による伝達を依頼することができる。

5 水防活動報告

各分団長は、水防活動終了後2日以内に消防団水防活動実施報告書（様式第3号）により水防本部長に水防活動報告書を提出するものとする。

## 第8章 公用負担

### 1 公用負担の権限

水防管理団体の水防に要する費用は、法第41条の規定により当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体への応援のために要した費用又は水防管理団体の水防によってその市町以外の市町村が著しく利益を受けるときは、被応援団体又は利益を受ける市町が費用の一部を負担する。この場合の負担額及び負担方法は両者が協議して定めるものとする。

法第28条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、本部長は次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは取用
- ウ 車両、その他の運搬用機器の使用
- エ 工作物、その他の障害物の処分

### 2 公用負担命令権限書及び命令書

- (1) 公用負担の権限を行使する者は、その権限を示す公用負担命令権限書（様式第4号）を携行し、関係者から請求があった場合はこれを提示しなければならない。
- (2) 公用負担の権限を行使する者は、公用負担命令書（様式第5号）を2通作成して、当該権限を行使する場合はその1通を目的物の所有者若しくは管理者又はこれに準ずる者に交付してから行使するものとする。

ただし、緊急の必要があるときは口頭命令により行使し、事後速やかに命令書を作成し手渡すものとする。

## 第9章 水防訓練

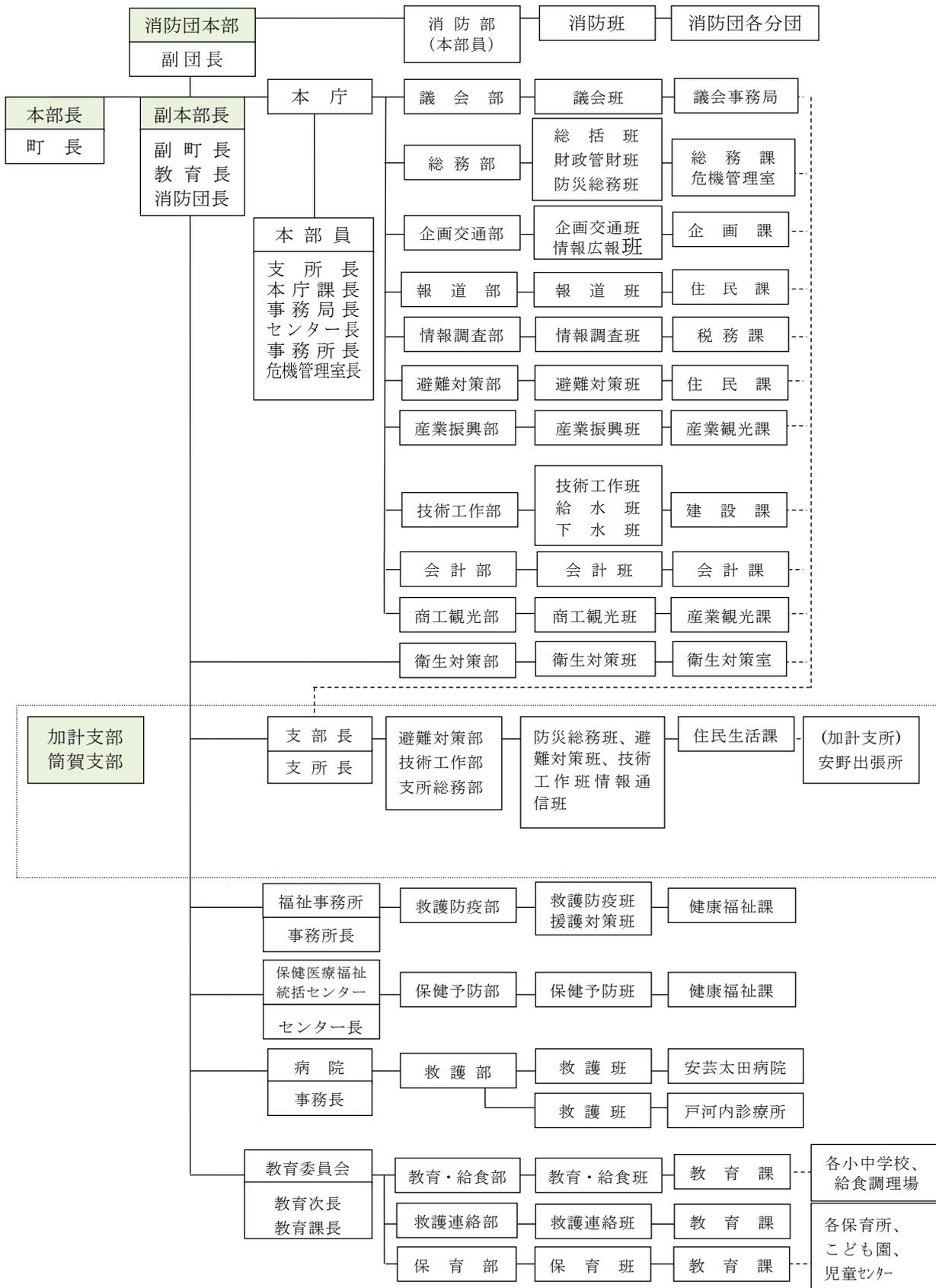
法第35条の規定による水防訓練は、次の訓練種目のうちから単独又は総合して年1回以上行うものとする。

- (1) 水防警報の発令を想定し、非常態勢の整備訓練
- (2) 情報連絡訓練
- (3) 気象状況の想定による水防警報並びに危険状態に対する水防工法の選定、必要資材の判定、輸送訓練
- (4) 水防工法訓練
- (5) 住民の立退き、避難誘導の訓練

別表第 1

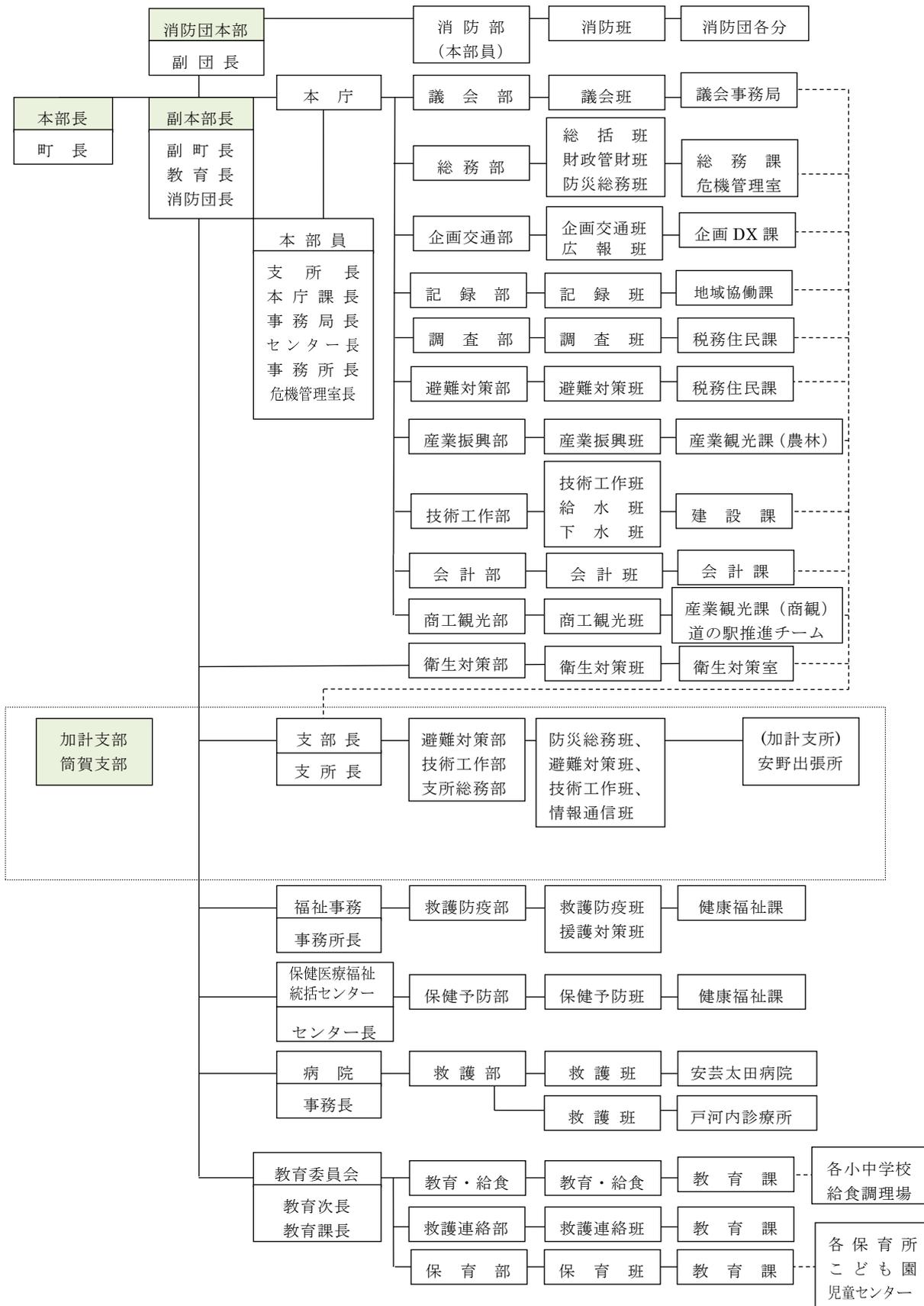
安芸太田町災害対策本部組織図

【従前組織図】



別表第 1

安芸太田町災害対策本部組織図



## 別表第2

## 安芸太田町水防本部事務分掌

(1) 本庁の事務分掌は次のとおりとする。

- 本部長 町長 本部の事務を統括し所属の職員を指揮監督する。  
 副本部長 副町長 1 本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。  
 教育長・消防団長 2 災害視察者、見舞者への応対に関する事。

部名	班名	担当課等	分掌事務
総務部	総括班	総務課 (総務係)	①水防本部の設置、運営及び本部会議に関する事。 ②各部の初期招集、解除及び服務に関する事。 ③各部との総合調整及び指示に関する事。 ④各部からの被害報告の取りまとめ及び県等への被害報告に関する事。 ⑤相互応援協定による応援要請に関する事。 ⑥災害関係文書の総括処理に関する事。 ⑦その他、他の部に属さない事務に関する事。
	財政管財班	総務課 (財政管財係)	①災害応急対策関係予算の措置に関する事。 ②災害に伴う財政計画及び財政に関する国、県等との連絡に関する事。 ③町有財産の被害調査に関する事。 ④人員、物資の輸送に関する事。 ⑤車両の配車及び緊急調達に関する事。 ⑥食糧及び日常生活必需品並びに資機材の調達、輸送及び配分に関する事。 ⑦災害応急対策に従事する職員の応急食料に関する事。
	防災総務班	総務課 (危機管理室)	①本部長の指揮命令の伝達に関する事。 ②防災会議、自衛隊の派遣要請、その他関係機関に対する連絡並びに協力要請に関する事。 ③防災行政無線及び消防無線の管理、運営に関する事。 ④水防本部の庶務に関する事。 ⑤自主防災組織との連絡調整に関する事。 ⑥受援計画に基づく応援に関する事。 ⑦気象情報及びダム情報等の総括に関する事。 ⑧災害に関する各種情報の収集、伝達に関する事。
議会部	議会班	議会事務局	①議会との連絡調整に関する事。
企画交通部	企画交通班	企画DX課 (企画係)	①生活交通路線に関する事。 ②災害復旧に関する国、県その他の機関に対する要望に関する事。
広報部	広報班	企画DX課 (DX推進係)	①報道機関に対する各種情報の公表に関する事。 ②災害広報に関する事。
報道部	報道班	地域協働課	①自治振興会との連絡調整に関する事。 ②災害の記録、資料の収集整理に関する事。 ③避難所の開設、運営及び避難者の把握の補助に関する事。
調査部	調査班	税務住民課	①緊急災害電話に関する事。 ②被害状況調査に関する事。 ③災害による町税等の納税猶予及び減免措置に関する事。 ④遺体対策及び埋火葬に関する事。

部 名	班長（班名）	担当課等	分 掌 事 務
避難対策部	避難対策班	税務住民課	①避難所の開設、運営及び避難者の把握に関する事 こと。 ②被災者の名簿の作成に関する事 こと。 ③救援物資の受領及び保管並びに配分等に関する 事 こと。 ④罹災証明書の交付に関する事 こと。 ⑤公害発生防止及び対策に関する事 こと。
衛生対策部	衛生対策班	衛生対策室	①ごみ及びし尿の収集等に関する事 こと。 ②災害廃棄物の収集・処分に関する事 こと。 ③避難所の開設、運営及び避難者の把握の応援に関 する 事 こと。
保育部	保育班	教育課	①保育所等施設の災害対策、被害調査に関する事 こと。 ②保育児童の避難誘導及び救護に関する事 こと。 ③非常時の保護者等との連絡調整に関する事 こと。
産業振興部	産業振興班	産業観光課 （農林）	①農地、農林水産施設の災害対策及び被害調査に関 する 事 こと。 ②農産物の災害対策及び被害調査に関する事 こと。 ③家畜、畜産物関係の災害対策及び被害調査に関 する 事 こと。 ④山林関係（町有林を含む。）の災害対策及び被害調 査 に 関 する 事 こと。 ⑤主要食糧及び生鮮食料品の確保並びに生産地との 連 絡 に 関 する 事 こと。 ⑥被災農林漁業者及び被災商工業者に対する災害資 金 等 の 融 資 に 関 する 事 こと。
商工観光部	商工観光班	産業観光課 （商観）	①観光施設の災害対策及び被害調査に関する事 こと。 ②観光客の保護対策及び被害調査に関する事 こと。 ③商工業関係の災害対策及び被害調査に関する事 こと。
		道の駅推進チーム	①道の駅の災害対策及び被害調査に関する事 こと。
技術工作部	技術工作班 給水班 下水班	建設課	①道路交通の確保に関する事 こと。 ②道路、橋梁等の災害対策及び被害調査に関する 事 こと。 ③河川、堤防等の災害対策及び被害調査に関する 事 こと。 ④危険箇所の巡視及び被害報告に関する事 こと。 ⑤道路交通規制に関する事 こと。 ⑥災害応急対策用資器材の調達に関する事 こと。 ⑦町有建造物の応急復旧に関する事 こと。 ⑧町営住宅の災害対策及び被害調査に関する事 こと。 ⑨仮設住宅に関する事 こと。 ⑩建設関係団体に協力を求める事 こと。 ⑪水道施設の災害対策及び復旧に関する事 こと。 ⑫飲料水の確保及び供給に関する事 こと。 ⑬下水道施設の災害対策及び復旧に関する事 こと。 ⑭仮設トイレの設置に関する事 こと。
会計部	会計班	会計課	①災害救助費用の出納に関する事 こと。 ②災害時の資金調達に関する事 こと。 ③義援金の受領、保管及び配分に関する事 こと。

(2) 支所の事務分掌は次のとおりとする。

- 支 所 長           1 支所の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。  
                      2 支所における各部の総合調整及び指示に関すること。

部 名	班長（班名）	担当課等	分 掌 事 務
避難対策・ 支所総務部	避難対策班 防災総務班 技術工作班 情報通信班	各 支 所	①支部長の指揮命令の伝達に関する事 ②支部各部との連絡及び総合調整に関する事 ③本部防災通信部との連絡及び調整に関する事 ④支部水防活動の総括に関する事 ⑤支部要員の初期動員に関する事 ⑥車両の配車に関する事 ⑦避難所の開設、運営及び避難者の把握に関する事 ⑧避難者、罹災者の名簿作成に関する事 ⑨罹災証明書の交付に関する事 ⑩その他支部各部の所管に属さないこと ⑪支部災害救助活動の総括に関する事 ⑫公害発生防止及び対策に関する事 ⑬災害弔慰金及び支援補助金の支給受付に関する事 ⑭支所管内の被害報告に関する事 ⑮災害応急対策用資材の確保、調達に関する事。

(3) 福祉事務所（福祉課）の事務分掌は次のとおりとする。

- 事務所長       1 救護防疫部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。  
                      2 各救護防疫班の総合調整及び指示に関すること。

部 名	班長（班名）	担当課等	分 掌 事 務
救護防疫部	救護防疫班 援護対策班	健 康 福 祉 課	①災害救助活動の総括に関する事 ②災害救助法の適用及びこれに基づく対策の樹立に関する事 ③要配慮者及び避難行動要支援者（在宅）に関する事 ④衛生材料、医薬品の調達、輸送及び配分に関する事 ⑤社会福祉施設の災害対策、被害調査に関する事 ⑥日赤、その他社会福祉団体との連絡調整に関する事 ⑦防疫対策に関する事 ⑧被災者の生活相談及び援助に関する事 ⑨災害弔慰金及び支援補助金の支給に関する事 ⑩ボランティア活動の支援、ボランティアニーズの把握及びボランティアセンターに関する事。

(4) 保健・医療・福祉統括センターの事務分掌は次のとおりとする。

- センター長 1 保健予防部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。  
2 保健予防班の総合調整及び指示に関する事。

部 名	班長 (班名)	担当課等	分 掌 事 務
保健予防部	保健予防班	健康福祉課	①保健施設の災害対策、被害調査に関する事。 ②要配慮者及び避難行動要支援者(施設入所)に関する事。 ③被災者の健康診査及び保健指導に関する事。 ④被災者の精神衛生に関する事。 ⑤負傷者の把握に関する事。 ⑥災害時の住民の健康管理に関する事。 ⑦避難所における衛生保持に関する事。 ⑧感染症の予防及び予防接種に関する事。

(5) 病院の事務分掌は次のとおりとする。

- 事務長 1 救護班の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。  
2 各救護班の総合調整及び指示に関する事。

部 名	班長 (班名)	担当課等	分 掌 事 務
救護部	救護班	安芸太田病院 戸河内診療所	①医療施設の災害対策、被害調査に関する事。 ②患者の避難誘導に関する事。 ③救護所の設置及び救護班の編成に関する事。 ④災害対策用医療品、医療資器材の調達に関する事。 ⑤患者の移送措置に関する事。 ⑥災害時の急患の手当、医療及び助産に関する事。 ⑦医療救護機関の動員に関する事。

(6) 教育委員会の事務分掌は次のとおりとする。

- 教育次長 1 教育・給食部及び救護連絡部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。  
2 教育・給食部、救護連絡部間の総合調整及び指示に関する事。

部 名	班長 (班名)	担当課等	分 掌 事 務
教育・給食部	教育班 給食班	教育課	①学校教育施設の被害対策、被害調査に関する事。 ②園児・児童・生徒及び教職員の避難指示及び救護に関する事。 ③災害時の保護者等との連絡調整に関する事。 ④教育施設の緊急使用(避難所の開設及び運営の協力)に関する事。 ⑤教職員の動員に関する事。 ⑥罹災児童生徒の就学奨励措置に関する事。 ⑦罹災園児、児童及び生徒の授業に関する事。 ⑧罹災園児、児童及び生徒に対する教科書及び学用品の供与に関する事。 ⑨給食施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ⑩被災者及び災害救助活動従事者の炊き出しに関する事。
救護連絡部	救護連絡班	教育課	①生涯学習施設の被害対策、被害調査に関する事。 ②文化財等の災害対策、被害調査に関する事。 ③災害救護活動に協力する団体等との連絡調整に関する事。

(7) 消防団の事務分掌は次のとおりとする。

団長 消防団の事務を総括し、所属の団員を指揮監督する。

副団長 団長を補佐し、団長に事故あるときはその職務を代理する。

部名	班長(班名)	担当課等	分掌事務
消防部	消防班	消防団各部	①消防団の出動に関する事。 ②水火災等の災害現場及び災害救助活動に関する事。 ③危険箇所の警戒巡視に関する事。 ④災害警戒の広報及び指導に関する事。 ⑤消防・水防資機材の点検整備、輸送に関する事。 ⑥災害情報の収集及び報告に関する事。 ⑦災害の拡大防止、復旧の応急措置に関する事。 ⑧住民に対する避難勧告等の伝達に関する事。 ⑨避難誘導、救助活動に関する事。 ⑩行方不明者、遺体の捜索、受入れに関する事。 ⑪市町村消防相互応援に関する事。

(8) 各部共通の分掌事務

① 各部における動員に関する事。 ② 災害関係情報の収集に関する事。 ③ 被害状況の調査に関する事。 ④ 所管ごとに報告を必要とする場合における国、県等各関係機関への被害報告に関する事。 ⑤ 所属施設又は出先機関の災害対策に関する事。 ⑥ 他の部への応援・協力に関する事。 ⑦ 部の庶務に関する事。
---

(備考) 1 本庁各課は、支所各課の事務について協力し応援するものとする。

2 各支所における部は本庁及び各出先機関の該当部と連携し、この表による区分に従い事務を分掌するものとする。

## 別表第 3

## 洪水浸水想定区域

(安芸太田町関係分)

洪水予報河川名		関係市町村名	指定公表年月日	公表場所 (連絡先・ホームページアドレス)
水系	河川			
太田川	太田川 (国管理)	広島市 安芸太田町	平成 29 年 4 月 19 日	中国地方整備局河川部河川課 広島市中区上八丁堀 6 - 3 0 TEL 082-221-9231 太田川河川事務所調査設計第一課 広島市中区上八丁堀 3 - 3 0 TEL 082-221-2436 太田川水系洪水浸水想定区域図 <a href="https://www.cgr.mlit.go.jp/oitagawa/">https://www.cgr.mlit.go.jp/oitagawa/</a>
太田川	太田川 (県管理)	安芸太田町	平成 29 年 4 月 19 日	広島県土木建築局河川課 広島市中区基町 1 0 - 5 2 TEL 082-513-3929 太田川水系洪水浸水想定区域図 <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/99/shinsou.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/99/shinsou.html</a>

## 別表第4

## 水防警報を行う河川及び発表担当者（安芸太田町関係分）

## 1 国土交通大臣発令のもの

水系名	河川名	区 域	発表担当者	受報担当者
太田川	太田川 (幹川)	左岸 山県郡安芸太田町大字遊谷字野為 1138 番 2 地先 から海まで 右岸 山県郡安芸太田町大字戸河内字乙井手 889 番 2 地先 から海まで	太田川河川 事務所長	広島県 西部建設事務所長 (安芸太田支所)
	滝山川	左岸 山県郡安芸太田町大字加計字滝山 1956 番地先 から 幹線合流点まで 右岸 山県郡安芸太田町大字加計字大平 1942 番の 3 地先 から 幹線合流点まで		

## 2 知事発令のもの

水系名	河川名	区 域	発表担当者
太田川	太田川	左岸 山県郡安芸太田町大字吉和郷字両大古屋以下直轄河川 区域に至る 右岸 " " 字川東平 以下 "	広島県 西部建設事務所長 (安芸太田支所)

## 別表第5

## 水防警報の種類、内容

## 1 水防警報の種類、内容及び発表時期

種 類	内 容	発 令 時 期
待 機	水防団員の足留めを警告するもので、状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの	1 気象、水象及び河川状況からみて必要と認められるとき 2. 水防本部が待機の体制に入ったとき
準 備	1 水防資材及び器材の点検、整備 2 ダム、溜池、水門等の水門の開閉準備 3 河川、堤防、ダム、溜池、水門等の巡視及び水防要員の派遣 4 幹部の出動 5 水防要員の召集配備計画	河川の水位が通報水位に達し、なお上昇し氾濫注意水位に達するおそれがあり出動の必要が予測されるとき
出 動	水防要員を警戒配備及び出動せしめるもの	河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお水位上昇が予想され災害の生ずるおそれがあるとき
指 示	水防等水防活動上必要とする状況を明示し、必要により重要水防箇所について必要事項を指摘するもの	出水状況を報知するとき、又は災害のおこるおそれがあるとき
解 除	水防警報の終了を通知するもの	河川の水位が氾濫注意水位以下に下がり、降雨状況等により水防の必要がないと認められるとき

## 別表第6

## 重要水防箇所及びその対策表

広島県管理区間（西部建設事務所安芸太田支所管内）

水系名	河川名	担当水防 管理団体	重要水防箇所				
			左岸 右岸	延長 km	位置	予想され る危険	対策水防 工法
太田川	太田川	安芸太田町	左	0.30	安芸太田町大字野為 明神橋下	越水 決壊	木流し 積土俵
			右	0.30			

直轄管理区間（太田川）

図面 番号	地点名	岸の 別	種別	重要 度	区間	延長 [m]	重要理由	工法
110	安芸太田町穴 字来見	左	越水 (溢水)	B	39K600 ～ 39K800	200	堤防高不足	積み土嚢
110-2	安芸太田町穴 字来見	左	越水 (溢水)	B	40K000 ～ 40K050	50	堤防高不足	積み土嚢
112	安芸太田町穴 字船場	左	越水 (溢水)	A	40K300 ～ 40K600	300	堤防高不足	積み土嚢
114	安芸太田町穴 字澄合	左	越水 (溢水)	B	43K400 ～ 43K600	200	堤防高不足	積み土嚢
115	太田川第四橋梁 (旧JR可部線)	左	工作物	B	44K703		桁下高不足 径間長不足	
116	広島市佐伯区 湯来町字佐	左	越水 (溢水)	B	45K000 ～ 45K400	400	堤防高不足	積み土嚢
117	広島市佐伯区 湯来町字佐	左	堤体 漏水	B	45K600 ～ 45K700	100	断面不足	積み土嚢
123	安水橋	左	工作物	B	47K485		桁下高不足	
128	安芸太田町坪野	左	越水 (溢水)	B	48K400 ～ 48K600	200	堤防高不足	積み土嚢
129	安芸太田町坪野	左	堤防高	A	48K600 ～ 49K000	400	堤防高不足	積み土嚢
130	安芸太田町坪野	左	堤体 漏水	B	48K800 ～ 49K100	300	断面不足	
131	安芸太田町坪野	左	越水 (溢水)	B	49K000 ～ 49K100	100	堤防高不足	積み土嚢
132	太田川第五橋梁 (旧JR可部線)	左	工作物	B	49K185		径間長不足	
133	吉ヶ瀬橋	左	工作物	B	49K275		桁下高不足 径間長不足	

## 直轄管理区間（太田川）

図面 番号	地点名	岸の 別	種別	重要 度	区 間	延 長 〔m〕	重要理由	工 法
134	安芸太田町坪野 字光石	左	越水 (溢水)	A	49K800 ～ 50K000	200	堤防高不足	積み土嚢
135	安芸太田町坪野 字附地	左	越水 (溢水)	B	51K200 ～ 51K400	200	堤防高不足	積み土嚢
136	安芸太田町坪野 字附地	左	越水 (溢水)	A	51K400 ～ 51K800	400	堤防高不足	積み土嚢
137	安芸太田町坪野 字附地	左	越水 (溢水)	B	51K800 ～ 51K900	100	堤防高不足	積み土嚢
138	筒賀橋	左	工作物	B	51K912		桁下高不足 径間長不足	
139	砂ヶ瀬橋	左	工作物	B	52K343		桁下高不足	
140	安芸太田町坪野	左	越水 (溢水)	B	53K000 ～ 53K200	200	堤防高不足	積み土嚢
141	安芸太田町津浪	左	越水 (溢水)	B	53K400 ～ 53K600	200	堤防高不足	積み土嚢
142	安芸太田町津浪	左	越水 (溢水)	A	53K600 ～ 54K500	900	堤防高不足	積み土嚢
143	太田川第六橋梁 (旧 J R 可部線)	左	工作物	B	53K675		桁下高不足 径間長不足	
145	安芸太田町加計 字香草	左	越水 (溢水)	A	56K600 ～ 56K200	100	堤防高不足	積み土嚢
145-2	安芸太田町加計 字香草	左	越水 (溢水)	A	56K600 ～ 56K700	100	堤防高不足	積み土嚢
146	安芸太田町加計 字丁川、加計、山 崎	左	越水 (溢水)	A	57K100 ～ 57K400	300	堤防高不足	積み土嚢
147	安芸太田町加計 字丁川、加計、山 崎	左	堤体 漏水	A	57K100 ～ 57K400	300	断面不足	積み土嚢
148	安芸太田町加計 字丁川、加計、山 崎	左	越水 (溢水)	B	57K400 ～ 57K600	200	堤防高不足	積み土嚢
149	旭橋	左	工作物	B	57K500		桁下高不足 径間長不足	

## 直轄管理区間（太田川）

図面 番号	地点名	岸 の 別	種別	重 要 度	区 間	延 長 [m]	重要理由	工 法
150	安芸太田町加計 字丁川、加計、山崎	左	堤体 漏水	B	57K800 ～ 57K900	100	断面不足	積み土嚢
151	安芸太田町 下筒賀字木坂	左	越水 (溢水)	A	58K600 ～ 58K800	200	堤防高不足	積み土嚢
152	安芸太田町 下筒賀字木坂	左	越水 (溢水)	B	58K800 ～ 59K0	200	堤防高不足	積み土嚢
153	安芸太田町 下殿河内字鶉渡瀬	左	越水 (溢水)	B	59K200 ～ 59K600	400	堤防高不足	積み土嚢
155	安芸太田町 下殿河内字鶉渡瀬	左	越水 (溢水)	A	59K600～ 59K800	200	堤防高不足	積み土嚢
156	鮎ヶ平橋	左	工作物	B	59K833		桁下高不足 径間長不足	
157	安芸太田町下殿河内	左	越水 (溢水)	B	60K400 ～ 60K600	200	堤防高不足	積み土嚢
158	安芸太田町下殿河内	左	越水 (溢水)	A	60K600 ～ 60K800	200	堤防高不足	積み土嚢
159	安芸太田町下殿河内	左	越水 (溢水)	A	61K600 ～ 61K800	200	堤防高不足	積み土嚢
160	堂見橋	左	工作物	B	61K772		桁下高不足	
161	安芸太田町下殿河内	左	堤体 漏水	B	61K800 ～ 62K400	600	断面不足	積み土嚢
162	安芸太田町下殿河内	左	越水 (溢水)	A	62K400 ～ 62K600	200	堤防高不足	積み土嚢
164	安芸太田町上殿	左	越水 (溢水)	A	63K600 ～ 63K900	300	堤防高不足	積み土嚢
165	上殿橋	左	工作物	A	63K960		桁下高不足	

## 直轄管理区間（太田川）

図面 番号	地点名	岸 の 別	種別	重 要 度	区 間	延 長 [m]	重要理由	工 法
166	安芸太田町上殿	左	越水 (溢水)	A	64K0 ～ 64K200	200	堤防高不足	積み土嚢
167	安芸太田町上殿	左	越水 (溢水)	B	64K600 ～ 64K750	150	堤防高不足	積み土嚢
168	轟大橋	左	工作物	B	64K796		桁下高不足	
169	安芸太田町上殿	左	堤体 漏水	B	64K900 ～ 65K200	300	断面不足	積み土嚢
170	轟橋梁 (旧 J R 可部線)	左	工作物	B	65K066		径間長不足	
171	安芸太田町上殿	左	越水 (溢水)	B	65K600 ～ 66K000	400	堤防高不足	積み土嚢
172	轟橋	左	工作物	B	65K631		桁下高不足 径間長不足	
173	其角排水樋門	左	工作物	B	65K680		管体クラック 吐口側法肩部クラック	
174	安芸太田町土居	左	越水 (溢水)	B	66K800 ～ 67K000	200	堤防高不足	積み土嚢
175	土居橋	左	工作物	B	67K200		桁下高不足 径間長不足	
176	安芸太田町土居	左	堤体 漏水	B	67K600 ～ 68K0	400	断面不足	積み土嚢
177	安芸太田町土居	左	越水 (溢水)	B	67K800 ～ 68K0	200	堤防高不足	積み土嚢
178	土居橋梁 (旧 J R 可部線)	左	工作物	B	68K010		径間長不足	
179	安芸太田町土居	左	越水 (溢水)	B	68K200 ～ 69K400	1,200	断面不足	積み土嚢
180	安芸太田町土居	左	基礎地 盤漏水	A	68K750 ～ 68K850	100	漏水 (実績有り)	月ノ輪
181	グランド橋	左	工作物	B	69K694		桁下高不足 径間長不足	
182	花治山橋	左	工作物	B	69K709		桁下高不足 径間長不足	

## 直轄管理区間（太田川）

図面 番号	地点名	岸 の 別	種別	重 要 度	区 間	延 長 [m]	重要理由	工 法
183	安芸太田町土居 字粒谷	左	越水 (溢水)	B	70K200 ～ 70K300	100	堤防高不足	積み土嚢
184	安芸太田町土居 字粒谷	左	堤体 漏水	B	69K900 ～ 70K200	300	断面不足	積み土嚢
185	小原橋	左	工作物	B	70K223		桁下高不足 径間長不足	
186	遊谷橋梁	左	工作物	B	70K624		径間長不足	
187	安芸太田町上本郷	左	越水 (溢水)	A	70K800 ～ 71K0	200	堤防高不足	積み土嚢
188	明神橋	左	工作物	B	70K839		桁下高不足 径間長不足	
189	安芸太田町穴 字津都見	右	越水 (溢水)	B	41K600 ～ 41K900	300	堤防高不足	積み土嚢
190	安芸太田町穴 字津都見	右	堤体 漏水	A	41K600 ～ 41K800	200	断面不足	積み土嚢
191	安芸太田町穴 字津都見	右	越水 (溢水)	A	41K900 ～ 43K0	1,100	堤防高不足	積み土嚢
192	安芸太田町穴 字津都見	右	堤体 漏水	A	41K900 ～ 43K800	900	断面不足	積み土嚢
194	安芸太田町穴 字程原	右	越水 (溢水)	A	44K100 ～ 44K600	500	堤防高不足	積み土嚢
195	安芸太田町穴 字程原	右	堤体 漏水	B	44K100 ～ 44K700	600	(護岸老朽)	
196	安芸太田町穴 字程原	右	堤体 漏水	A	44K400 ～ 44K700	300	断面不足	積み土嚢
197	安芸太田町穴 字程原	右	越水 (溢水)	B	44K600 ～ 44K700	100	堤防高不足	積み土嚢
207	安芸太田町中筒賀 字吉ヶ瀬	右	越水 (溢水)	A	49K200 ～ 49K600	400	堤防高不足	積み土嚢
208	安芸太田町中筒賀 字向光石	右	越水 (溢水)	A	50K400 ～ 50K600	200	堤防高不足	積み土嚢
209	安芸太田町中筒賀 字向光石	右	越水 (溢水)	B	50K600 ～ 50K850	250	堤防高不足	積み土嚢
210	安芸太田町中筒賀 字向光石	右	堤体 漏水	A	50K600 ～ 50K850	250	断面不足	積み土嚢
211	安芸太田町中筒賀 字田之尻	右	越水 (溢水)	B	51K550 ～ 51K800	300	堤防高不足	積み土嚢

## 直轄管理区間（太田川）

図面 番号	地点名	岸 の 別	種別	重 要 度	区 間	延 長 [m]	重要理由	工 法
213	安芸太田町中筒賀 字砂ヶ瀬	右	越水 (溢水)	B	52K200 ～ 52K400	200	堤防高不足	積み土嚢
214	安芸太田町中筒賀 字砂ヶ瀬	右	堤体 漏水	B	52K400 ～ 52K600	200	断面不足	積み土嚢
215	安芸太田町中筒賀 字小原	右	越水 (溢水)	A	53K200 ～ 53K400	200	堤防高不足	積み土嚢
216	安芸太田町加計 字辻ノ河原	右	越水 (溢水)	A	54K600 ～ 55K0	400	堤防高不足	積み土嚢
217	安芸太田町加計 字辻ノ河原	右	越水 (溢水)	B	55K0 ～ 55K200	200	堤防高不足	積み土嚢
219	安芸太田町加計 字上原	右	越水 (溢水)	B	58K200 ～ 58K600	400	堤防高不足	積み土嚢
220	安芸太田町下筒賀 字木坂	右	越水 (溢水)	B	58K600 ～ 58K700	100	堤防高不足	積み土嚢
221	安芸太田町加計 字鮎ヶ平	右	越水 (溢水)	A	59K400 ～ 60K800	600	堤防高不足	積み土嚢
222	安芸太田町加計 字鮎ヶ平	右	堤体 漏水	B	59K700 ～ 60K200	500	水衝部 (護岸老朽、高不足)	木流し
223	安芸太田町加計 字鮎ヶ平	右	越水 (溢水)	B	60K200 ～ 60K250	50	堤防高不足	積み土嚢
224	安芸太田町下筒賀 字西調子	右	越水 (溢水)	B	60K600 ～ 60K800	200	堤防高不足	積み土嚢
225	安芸太田町下筒賀 字西調子	右	越水 (溢水)	A	60K800 ～ 61K600	800	堤防高不足	積み土嚢
226	安芸太田町下筒賀 字西調子	右	越水 (溢水)	B	61K600 ～ 61K700	100	堤防高不足	積み土嚢
227	安芸太田町下筒賀 字西調子	右	堤体 漏水	A	61K600 ～ 61K700	100	断面不足	積み土嚢
228	安芸太田町下筒賀 字高下	右	越水 (溢水)	A	62K0 ～ 62K500	500	堤防高不足	積み土嚢
229	安芸太田町下筒賀 字高下	右	堤体 漏水	B	62K800 ～ 63K700	900	断面不足	積み土嚢
230	安芸太田町下筒賀 字高下	右	越水 (溢水)	B	63K0 ～ 63K400	200	堤防高不足	積み土嚢
231	安芸太田町中筒賀 字松原	右	堤体 漏水	B	64K800 ～ 65K100	300	断面不足	積み土嚢

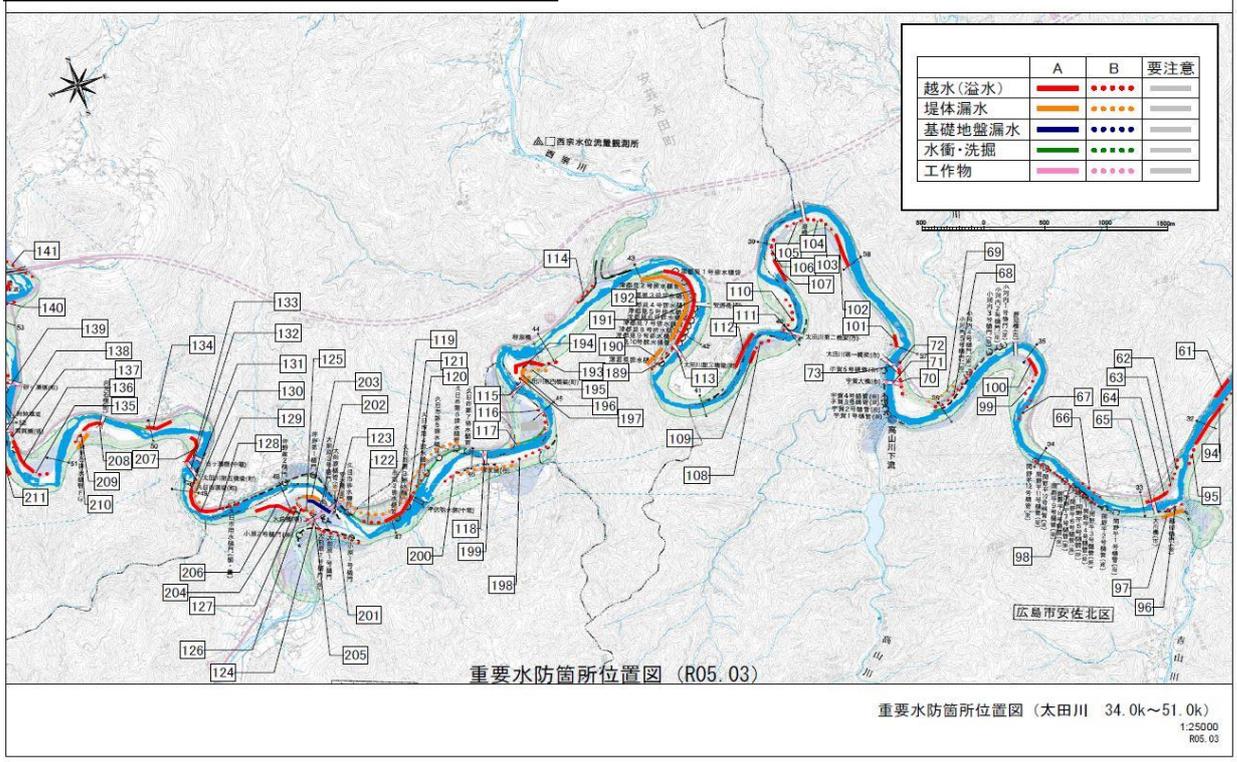
## 直轄管理区間（太田川）

図面 番号	地点名	岸の 別	種別	重要 度	区 間	延 長 〔m〕	重要理由	工 法
232	安芸太田町中筒賀 字正地	右	越水 (溢水)	A	66K600 ～ 66K800	200	堤防高不足	積み土嚢
234	安芸太田町下本郷	右	堤体 漏水	B	69K400 ～ 69K600	200	断面不足	積み土嚢
235	安芸太田町下本郷	右	堤体 漏水	B	69K800 ～ 69K850	50	断面不足	積み土嚢
236	安芸太田町下本郷	右	越水 (溢水)	B	69K800 ～ 70K0	200	堤防高不足	積み土嚢
237	安芸太田町上本郷	右	越水 (溢水)	B	70K400 ～ 70K600	200	堤防高不足	積み土嚢
238	安芸太田町上本郷	右	堤体 漏水	B	70K700 ～ 71K000	300	断面不足	積み土嚢

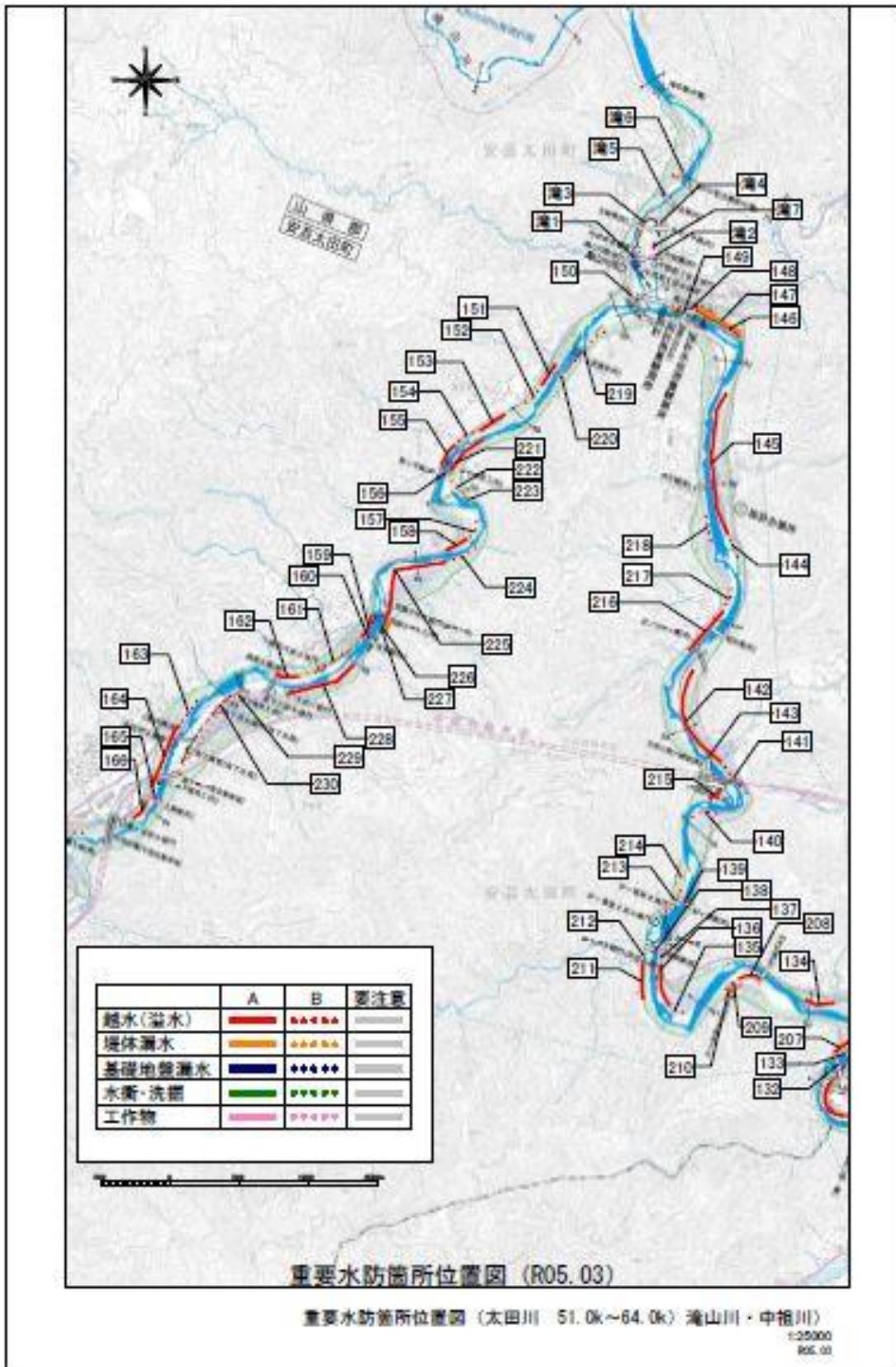
## 直轄管理区間（滝山川）

図面 番号	地点名	岸の 別	種別	重要 度	区 間	延 長 〔m〕	重要理由	工 法
1	滝山川橋	左	工作物	B	0K274		径間長不足	積み土嚢
2	中祖橋	左	工作物	B	0K272		桁下高不 足、 径間長不足	
3	安芸太田町加計 字巴町	左	堤体 漏水	B	0K400 ～ 0K670	270	断面不足	積み土嚢
4	井手ヶ平橋	左	工作物	B	0K552		桁下高不足	
5	川北橋	左	工作物	B	0K846		桁下高不足	
6	安芸太田町加計 字滝本	右	堤体 漏水	B	1K0 ～ 1K100	100	断面不足	積み土嚢
7	安芸太田町加計 字巴町	右	越水 (溢水)	A	0K350 ～ 0K400	50	断面不足	積み土嚢

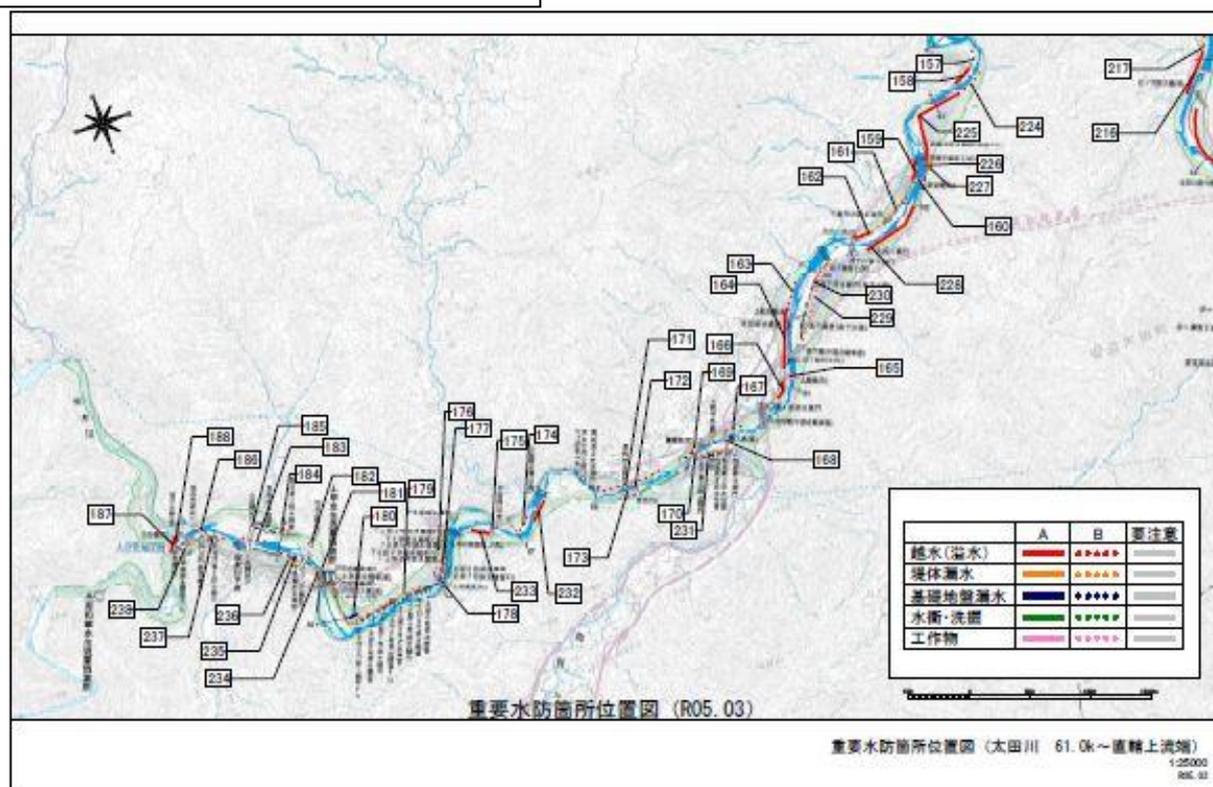
太田川 重要水防箇所【I】(R05.03)



太田川 重要水防箇所図【Ⅱ】(R05.03)

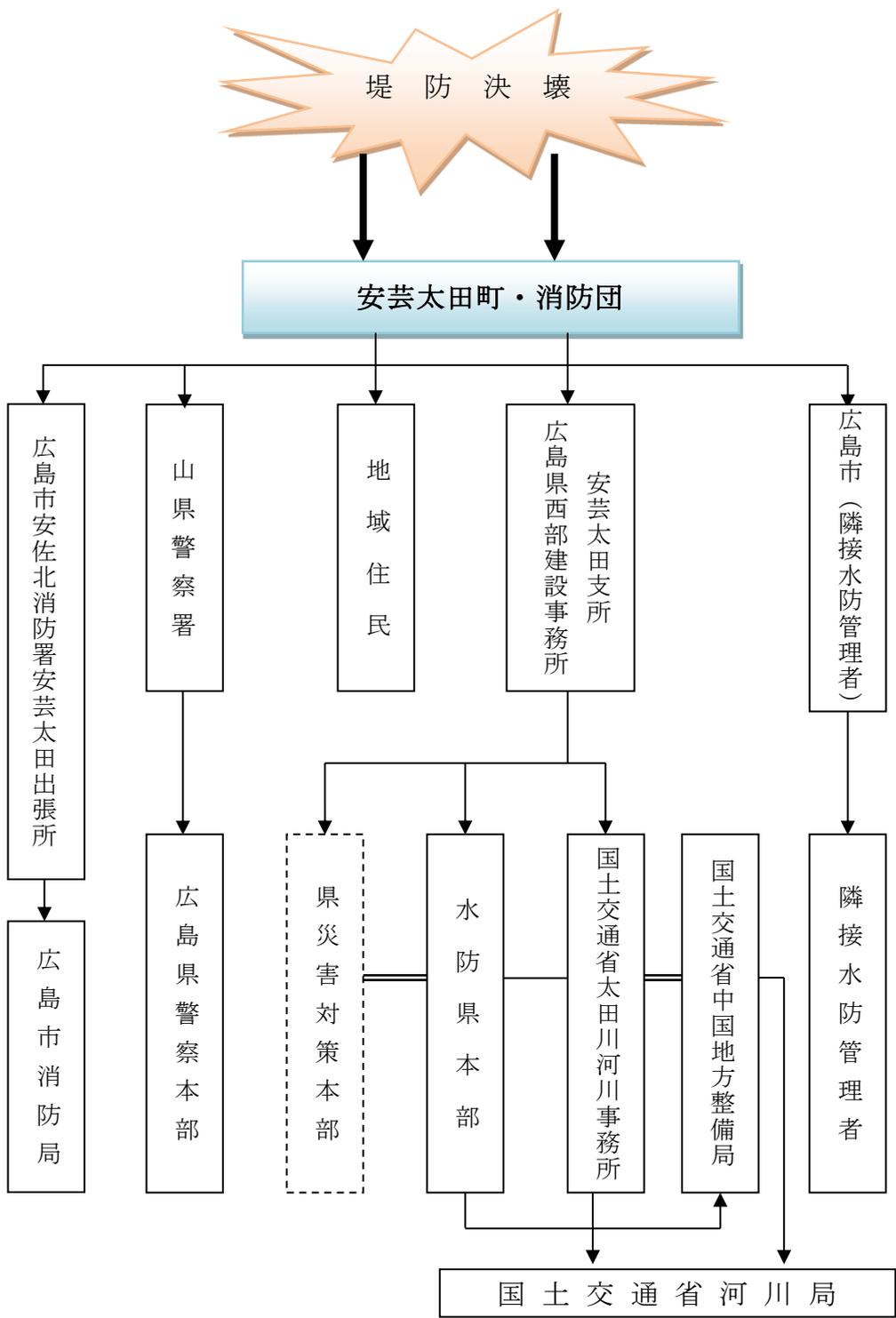


太田川 重要水防箇所図【Ⅲ】(R05.03)



別表第7

決壊等の通報



## 別表第9

## 水防信号等

## 1 水防信号

法第131条第1項の規定による水防信号は、次のとおりである。

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号		
第1信号	● 休 止 ● 休 止 ● 休 止	約 5秒	約 15秒	約 5秒
第2信号	●—●—● ●—●—● ●—●—●	約 5秒	約 6秒	約 5秒
第3信号	●—●—●—●—● ●—●—●—●—● ●—●—●—●—●	約 10秒	約 5秒	約 10秒
第4信号	乱 打	約 1分	約 5秒	約 1分
		●—	休止	●—

- 備考 1 信号は適宜の時間継続すること。  
 2 必要があれば、警鐘信号とサイレン信号を併用することを妨げない。  
 3 危険が去ったときは口頭伝達等により周知させること。

(注)

- 第1信号 河川では量水票が警戒水位に達したことを知らせるもの。  
 第2信号 水防機関に属する者が直ちに出勤すべきことを知らせるもの。  
 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するもの全員が出勤すべきことを知らせるもの。  
 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

### 各ダムの放流に伴う警告信号

1 温井ダム放流の際の警告信号（安芸太田町内所在8箇所の警報所）

サイレン（擬似音）信号					
約 55 秒	5 秒	約 55 秒	5 秒	約 55 秒	
●—	休止	●—	休止	●—	

※吹鳴は、各警報所地点の水位が上昇すると予想される 30 分前に行われる。

2 温井ダム警報所等所在一覧【安芸太田町関係分＝人家のない最上流域は除く】

警報所等の名称	警報所等の所在地	スピーカー	サイレン	情報版
加計第1警報所	安芸太田町大字加計 1952-33（滝本）	○	○	
加計第2警報所	安芸太田町大字加計 5908-7（滝本）	○	○	
加計第3警報所	安芸太田町大字加計（巴町）	○	○	
加計第4警報所	安芸太田町大字加計 3276-3（丁川）	○	○	○
加計第5警報所	安芸太田町大字加計（香草）	○	○	
加計第6警報所	安芸太田町大字加計 92-9（辻ノ河原）	○	○	
筒賀第1警報所	安芸太田町大字津浪（イロハ）	○	○	
筒賀第2警報所	安芸太田町大字中筒賀 1078-1（砂ヶ瀬）	○	○	
坪野第1警報所	安芸太田町大字坪野 27-4（附地）	○	○	
坪野第2警報所	安芸太田町大字坪野 190-3（光石）	○	○	
坪野第3警報所	安芸太田町大字坪野 1073-5（念仏谷）	○	○	
坪野第4警報所	安芸太田町大字坪野 944-4（下坪野）	○	○	
坪野第6警報所	安芸太田町大字坪野 29-4（島木）	○	○	
坪野第7警報所	安芸太田町大字坪野（宇佐）	○	○	
津都見第1警報所	安芸太田町大字穴 98-47（津都見）	○	○	
津都見第2警報所	安芸太田町大字穴 126-4（津都見）	○	○	
来見第1警報所	安芸太田町大字穴 527-5（来見）	○	○	
来見第2警報所	安芸太田町大字穴 150-2（来見）	○	○	

※各警報所の放送設備は、町の要請による避難勧告等の伝達放送が可能【H18. 3. 1 協定締結】

3 中国電力主要ダム放流の際の警告信号（安芸太田町関係分）

ダム名	サイレン（擬似音）信号						
王泊ダム・樽床ダム	1分	20秒	1分	20秒	1分	20秒	1分
立岩ダム	●—	休止	●—	休止	●—	休止	●—

※吹鳴は、各警報所地点の水位が上昇すると予想される 15 分前に行われる。

ダム名	河川名	流域警報設備数	ダム名	河川名	流域警報設備数
立岩	太田川	11	樽床	柴木川	7
柴木川	柴木川	4	王泊	滝山川	3
滝本	滝山川	4	計	3河川	29